

平成 29 年 12 月
浜田市議会定例会議案

平成 29 年 12 月 1 日

平成 29 年 12 月浜田市議会定例会付議事件

議 案

- 議案第 59 号 浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 60 号 浜田市有料駐車場条例の一部を改正する条例について
- 議案第 61 号 浜田市駐輪場条例を廃止する条例について
- 議案第 62 号 浜田市やすらぎの家条例の一部を改正する条例について
- 議案第 63 号 浜田市農村広場施設条例を廃止する条例について
- 議案第 64 号 浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例について
- 議案第 65 号 浜田市当地域定住住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 66 号 浜田市水道給水条例の制定について
- 議案第 67 号 弥栄村定住化推進に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 68 号 指定管理者の指定について（若生まなびや館）
- 議案第 69 号 指定管理者の指定について（浜田市室内プール）
- 議案第 70 号 指定管理者の指定について（浜田市金城総合運動公園）
- 議案第 71 号 指定管理者の指定について（浜田市今福スポーツ広場施設）
- 議案第 72 号 指定管理者の指定について（浜田市三隅 B & G 海洋センター）
- 議案第 73 号 指定管理者の指定について（浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設）
- 議案第 74 号 指定管理者の指定について（浜田市岡見スポーツセンター）
- 議案第 75 号 指定管理者の指定について（ラ・ペアーレ浜田）
- 議案第 76 号 指定管理者の指定について（浜田市火葬場及び浜田市弥栄火葬場）
- 議案第 77 号 指定管理者の指定について（浜田市旭火葬場）
- 議案第 78 号 指定管理者の指定について（浜田市三隅火葬場）
- 議案第 79 号 指定管理者の指定について（浜田市都川交流促進施設）
- 議案第 80 号 指定管理者の指定について（浜田市天狗石農村公園）
- 議案第 81 号 指定管理者の指定について（浜田市農産物集出荷貯蔵施設）
- 議案第 82 号 指定管理者の指定について（浜田市地域資源循環活用施設）
- 議案第 83 号 指定管理者の指定について（浜田市国民宿舎千畳苑）
- 議案第 84 号 財産の無償譲渡について（浜田市やさかやすらぎの家）
- 議案第 85 号 財産の減額譲渡について（長浜町 1900 番の宅地）
- 議案第 86 号 弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第 87 号 美又辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第 88 号 平成 29 年度浜田市一般会計補正予算（第 5 号）

同意第 11 号 浜田市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて

同意第 12 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報 告

報告第 14 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）

報告第 15 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）

報告第 16 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）

議案第 59 号

浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

浜田市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア（イ）中「第 2 条の 3 第 3 号において」を「以下」に改め、「いう。）」の次に「(第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日)」を加える。

第 2 条の 3 第 2 号中「この条」の次に「及び次条」を加え、「国等育児休業」を「地方等育児休業」に改め、同条第 3 号中「国等育児休業」を「地方等育児休業」に改める。

第 2 条の 4 を第 2 条の 5 とし、第 2 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合）

第 2 条の 4 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合は、1 歳 6 月から 2 歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳 6 月到達日の翌日（当該子の 1 歳 6 月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の 1 歳 6 月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の 1 歳 6 月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第 3 条第 6 号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第 7 号中「こと」の次に「又は第 2 条の 4 の規定に該当すること」を加える。

第 4 条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等

における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第 11 条第 7 号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 60 号

浜田市有料駐車場条例の一部を改正する条例について

浜田市有料駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市有料駐車場条例の一部を改正する条例

浜田市有料駐車場条例（平成 27 年浜田市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表浜田市駅前駐車場の項を削る。

別表駅前駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

議案第 61 号

浜田市駐輪場条例を廃止する条例について

浜田市駐輪場条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市駐輪場条例を廃止する条例

浜田市駐輪場条例（平成 17 年浜田市条例第 75 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

議案第 62 号

浜田市やすらぎの家条例の一部を改正する条例について

浜田市やすらぎの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市やすらぎの家条例の一部を改正する条例

浜田市やすらぎの家条例（平成 18 年浜田市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表浜田市やさかやすらぎの家の項を削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 63 号

浜田市農村広場施設条例を廃止する条例について

浜田市農村広場施設条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市農村広場施設条例を廃止する条例

浜田市農村広場施設条例（平成 17 年浜田市条例第 267 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 64 号

浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例について

浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例

浜田市工場誘致条例（平成 17 年浜田市条例第 209 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

- (2) 促進区域 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「地域未来投資促進法」という。）第 4 条第 2 項第 1 号の促進区域をいう。

第 2 条第 6 号を削る。

第 5 条第 2 項を次のように改める。

- 2 市長は、地方税法第 6 条第 1 項の規定により、促進区域内において地域未来投資促進法第 14 条第 2 項の承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）第 2 条の対象施設（以下「対象施設」という。）を地域未来投資促進法第 4 条第 6 項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して 5 年以内に設置した地域未来投資促進法第 14 条第 1 項の承認地域経済牽引事業者について、その対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対する固定資産税の課税を免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 65 号

浜田市営地域定住住宅条例の一部を改正する条例について

浜田市営地域定住住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市営地域定住住宅条例の一部を改正する条例

浜田市営地域定住住宅条例（平成 18 年浜田市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 城北住宅 2 号棟及び城北住宅 3 号棟の項を削る。

別表第 2 城北住宅 2 号棟及び城北住宅 3 号棟の項を削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

議案第 66 号

浜田市水道給水条例の制定について

浜田市水道給水条例を次のように定める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市水道給水条例

浜田市水道給水条例（平成 17 年浜田市条例第 266 号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 給水装置の工事及び費用（第 5 条—第 12 条）
- 第 3 章 給水（第 13 条—第 25 条）
- 第 4 章 料金、加入金及び手数料（第 26 条—第 35 条）
- 第 5 章 管理（第 36 条—第 39 条）
- 第 6 章 貯水槽水道（第 40 条・第 41 条）
- 第 7 章 雑則（第 42 条—第 44 条）
- 第 8 章 罰則（第 45 条・第 46 条）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、浜田市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水区域）

第 3 条 浜田市水道事業の給水区域は、浜田市水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 260 号）第 2 条第 2 項に定める区域とする。

（給水装置の種類）

第 4 条 給水装置の種類は、次のとおりとする。

- (1) 専用給水装置 1 戸又は 1 箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2 戸以上又は 2 箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第 2 章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第 5 条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 3 項ただし書の厚生労働省令で定める給

水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の申込みに当たり管理者が必要があると認めるときは、当該工事に関する利害関係者の同意書等の提出を求めることができる。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、市がその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 第5条第1項の申込みに係る工事(以下「給水装置工事」という)は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という)が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行するときは、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、給水装置工事のしゅん工後に管理者の検査を受けなければならない。

- 3 指定給水装置工事事業者に関する事項については、管理者が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定等)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター(以下「メーター」という)までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費
- (2) 間接工事費
- (3) 一般管理費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の予納等)

第10条 管理者に給水装置工事を申し込む者(以下「工事申込者」という。)は、設計により算出した給水装置工事の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた給水装置工事については、この限りでない。

2 前項の給水装置工事の工事費の概算額は、給水装置工事のしゅん工後に精算する。

3 管理者は、給水装置工事の工事費を工事申込者が指定期限内に納入しないときは、その給水装置工事に係る給水装置を撤去することができる。

4 工事申込者は、前項の規定により管理者が給水装置を撤去した後なお損害があるときは、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更等を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくとも、当該工事を施行することができる。

2 前項の工事に要する費用は、その必要を生じさせた者の負担とする。ただし、管理者が必要があると認めたときは、市がその費用を負担することができる。

(第三者の異議についての責任)

第12条 給水装置工事の施行に関し、利害関係者その他の者から異議があるときは、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする者の責任とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第13条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、これを制限し、又は停止することはない。

2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責

めを負わない。

(給水契約の申込み)

第 14 条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(代理人の選定)

第 15 条 給水装置の所有者は、管理者が必要があると認めたときは、この条例に定める事項を処理させるため、代理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の代理人を不相当と認めたときは、これを変更させることができる。

(管理人の選定)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) 給水装置を共用する者

(3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めたときは、これを変更させることができる。

(メーターの設置)

第 17 条 給水量は、市のメーターにより計量する。ただし、管理者が必要ないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

3 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認めたときは、貯水槽以下の装置にメーターを設置することができる。

(メーターの貸与及び保管)

第 18 条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者、管理人、給水装置の所有者又は代理人（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

2 水道使用者等は、最善の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 水道使用者等は、前項の規定による管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又はき損したときは、管理者に損害を賠償しなければならない。

(メーターの機能検査)

第 19 条 水道使用者等は、メーターの機能に関して疑いがあるときは、管理者に検査を請求することができる。

2 管理者は、前項の検査の結果、誤差が100分の4未満のときは、使用水量の訂正をしない。

(給水装置及び水質の検査)

第20条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を当該請求をした者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

(届出)

第21条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用をやめるとき。ただし、共用給水装置の場合は、管理人の同意を要する。

(2) メーターの口径又は給水装置の用途を変更するとき。

(3) 消防の演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 代理人若しくは管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第22条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第23条 水道使用者等は、最善の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項に規定する場合において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

3 第1項の規定による管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(同居人等の行為に対する責任)

第 24 条 水道の利用者は、その家族、同居人、利用人その他利用を認めた者の行為についてもこの条例に定める責めを負わなければならない。

(災害等の場合における臨時使用)

第 25 条 災害その他公益上管理者が必要があると認めたときは、給水装置及びその附属施設を臨時に他の者に使用させることができる。この場合において、水道利用者等は、これを拒むことができない。

第 4 章 料金、加入金及び手数料

(料金の支払義務)

第 26 条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第 27 条 料金は、次に掲げる基本料金と従量料金との合計額(その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(1) 基本料金(1月につき)

メーターの口径	金額
13 ミリメートル	907.2 円
20 ミリメートル	972 円
25 ミリメートル	1,404 円
30 ミリメートル	1,404 円
40 ミリメートル	3,348 円
50 ミリメートル	6,696 円
75 ミリメートル	9,936 円
100 ミリメートル	33,696 円
150 ミリメートル	38,556 円

(2) 従量料金(1立方メートルにつき)

使用水量	金額
10 立方メートルまでの分	91.8 円
10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分	162 円
20 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分	199.8 円
50 立方メートルを超え 500 立方メートルまでの分	237.6 円
500 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまでの分	221.4 円

1,000 立方メートルを超える分	205.2 円
-------------------	---------

2 前項の規定にかかわらず、工事、興行その他の臨時的使用に供するもの（以下「臨時用」という。）、船舶の給水の用に供するもの（以下「船舶用」という。）及び私設消火栓（消防の演習に使用する場合に限る。）の料金は、次に掲げる額により算定した額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 臨時用 1 立方メートルにつき 529.2 円
- (2) 船舶用 1 立方メートルにつき 529.2 円。ただし、外国船舶の給水の用に供するものは、1 立方メートルにつき 490 円
- (3) 私設消火栓 1 箇所 1 回につき 280.8 円。ただし、管理者が認めた場合は、この限りでない。

（料金の算定）

第 28 条 料金は、2 月ごとに、あらかじめ管理者が定めたメーター一点検日（以下「点検日」という。）に使用水量を計量し、その使用水量を各月均等に使用したものとみなして算定する。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、点検日以外の日に使用水量を計量することができる。

2 共用給水装置の場合の料金は、口径 13 ミリメートルのメーターが各戸に設置され、かつ、各戸の使用水量を均等とみなして、各戸ごとに算定する。ただし、管理者が認めるメーターを設置している者の料金は、その指示数によって算定することができる。

（使用水量の認定）

第 29 条 メーターの破損その他の原因により使用水量が不明確なときは、前 6 月の使用水量等を参酌して管理者がこれを認定する。

2 メーターの口径その他料金の算定に係る届出が事実と相違するときは、管理者が使用水量を認定する。

（特別の場合における料金の算定）

第 30 条 点検日の翌日から次の点検日までの中途において水道の使用を開始し、又はやめたときの基本料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用期間が 1 月以内のときは、1 月とみなして算定する。
- (2) 使用期間が 1 月を超え 2 月に満たないときは、2 月とみなして算定する。

2 点検日の翌日から次の点検日までの中途においてメーターの口径に変更があったときの基本料金は、その使用日数の多い方の口径（使用日数が等しいときは、変更後の口径）により算定する。

(料金の徴収方法)

第 31 条 料金は、納入通知書による払込み又は口座振替の方法により 2 月分をまとめて点検日の翌月の末日までに徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

2 水道の使用をやめたとき、又は臨時用、船舶用若しくは私設消火栓の料金は、前項の規定にかかわらず随時にこれを徴収する。

(加入金)

第 32 条 給水装置の新設又は改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下この項において同じ。)をしようとする者は、次の表に掲げる額を加入金として納付しなければならない。この場合において、給水装置の改造に係る加入金の額は、改造後の口径に係る加入金と改造前の口径に係る加入金の差額とする。

メーターの口径	金額
13 ミリメートル	72,900 円
20 ミリメートル	123,930 円
25 ミリメートル	218,700 円
40 ミリメートル	656,100 円
50 ミリメートル	1,239,300 円
75 ミリメートル	3,353,400 円
100 ミリメートル	6,998,400 円
150 ミリメートル	19,245,600 円

2 前項の加入金は、給水装置の新設又は改造の申込みの際に納付しなければならない。

3 既に納付した加入金は、還付しない。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(手数料)

第 33 条 手数料は、次に掲げる区分により、申込みをする者から申込みの際、これを徴収する。

- (1) 第 7 条第 1 項の指定をするとき 1 件につき 1 万円
- (2) 第 7 条第 2 項の設計審査をするとき 1 給水装置につき 1,000 円
- (3) 第 7 条第 2 項の検査をするとき 1 給水装置につき 2,000 円
- (4) 管理者が給水装置工事の設計をするとき 実費相当額

(料金等の減免)

第 34 条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

(督促及び督促手数料)

第 35 条 管理者は、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を納期限までに完納しない者があるときは、納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならない。この場合において、督促状に指定する期限は、発行の日から 15 日以内とする。

2 前項の規定により督促状を発した場合においては、督促状 1 通について 200 円の督促手数料を徴収する。

第 5 章 管理

(給水装置の検査等)

第 36 条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第 37 条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 5 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第 38 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道利用者等が第 10 条の工事費、第 23 条第 2 項に規定する修繕費、第 27 条の料金、第 32 条の加入金又は第 33 条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道利用者等が正当な理由なく第 28 条第 1 項の規定による使用水量の計量又は第 36 条の規定による給水装置の検査を拒み、又は妨げたと

き。

(3) 水道使用者等が給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(4) 水道使用者等が前3号に掲げる場合のほか、この条例又はこの条例に基づく規程に違反したとき。

(給水装置の切離し)

第39条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水の停止中みだりに止水栓若しくは仕切弁を開き、又は封かんを破棄したとき。

(2) 給水装置の所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。

(3) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

第6章 貯水槽水道

(管理者の責務)

第40条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報を提供するものとする。

(設置者の責務)

第41条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 雑則

(工事負担金)

第42条 管理者は、住宅団地の造成等により配水管の施設を必要とするときは、当該造成等をする者から管理者が別に定める額を工事負担金として徴収することができる。

2 前項の工事負担金は、前納しなければならない。ただし、管理者がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(破損に対する損害賠償)

第 43 条 工事等により導水管、送水管、配水管若しくは給水装置又は電気通信等ケーブル類を破損した者は、管理者が別に定めるところにより、損害を賠償しなければならない。

(その他)

第 44 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第 8 章 罰則

(過料)

第 45 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5 万円以下の過料を科することができる。

(1) 第 5 条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕（法第 16 条の 2 第 3 項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をした者

(2) 正当な理由なく第 17 条第 2 項の規定によるメーターの設置、第 28 条第 1 項の規定による使用水量の計量、第 36 条の規定による給水装置の検査又は第 38 条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第 23 条第 1 項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 第 27 条の料金、第 32 条の加入金又は第 33 条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第 46 条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第 27 条の料金、第 32 条の加入金又は第 33 条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(浜田市簡易水道給水条例の廃止)

2 浜田市簡易水道給水条例(平成 17 年浜田市条例第 242 号)は、廃止する。

(浜田市簡易水道給水条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成 30 年 9 月 30 日までの間、前項の規定による廃止前の浜田市簡易水道給水条例（以下「廃

止前簡易水道給水条例」という。) 第 2 条に定める給水区域 (以下「旧簡易水道給水区域」という。) にあつては、この条例による改正後の浜田市水道給水条例 (以下「改正後水道給水条例」という。) 第 27 条、第 32 条、第 33 条、第 42 条及び第 43 条の規定は適用せず、廃止前簡易水道給水条例第 7 条、第 26 条、第 31 条、第 32 条及び第 33 条の規定は、なおその効力を有する。

4 施行日の前日までに、廃止前簡易水道給水条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後水道給水条例の相当規定によりなされたものとみなす。

5 旧簡易水道給水区域において施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお廃止前簡易水道給水条例の例による。

(浜田市水道給水条例の全部改正に伴う経過措置)

6 施行日から平成 30 年 9 月 30 日までの間、この条例による改正前の浜田市水道給水条例 (以下「改正前水道給水条例」という。) 第 2 条に定める給水区域 (以下「旧水道給水区域」という。) にあつては、改正後水道給水条例第 27 条、第 32 条、第 33 条、第 42 条及び第 43 条の規定は適用せず、改正前水道給水条例第 10 条の 2、第 29 条、第 30 条、第 38 条及び第 46 条の規定は、なおその効力を有する。

(料金の特例)

7 平成 30 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間、次の表の左欄に掲げる場合における料金は、改正後水道給水条例第 27 条の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。この場合において、改正後水道給水条例第 38 条第 1 号、第 45 条第 4 号及び第 46 条中「第 27 条」とあるのは、「附則第 7 項」とする。

改正後水道給水条例第 27 条の規定により算定した料金の額 (以下「新料金算定額」という。) が、旧簡易水道給水区域にあつては廃止前簡易水道給水条例第 26 条の規定により算定した料金及びメーター使用料の合計額、旧水道給水区域にあつては改正前水道給	平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの間	旧料金等算定額に、新料金算定額と旧料金等算定額との差額を 3 で除して得た額 (その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下「激変緩和基礎額」
--	--	--

水条例第 29 条の規定により算定した料金及びメーター使用料の合計額（以下これらを「旧料金等算定額」という。）を上回る場合		という。）を加えた額
	平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間	旧料金等算定額に、激変緩和基礎額に 2 を乗じて得た額を加えた額
新料金算定額が旧料金等算定額を下回る場合	平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの間	旧料金等算定額から、激変緩和基礎額を減じた額
	平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間	旧料金等算定額から、激変緩和基礎額に 2 を乗じて得た額を減じた額

8 前項の場合において、使用期間に次に掲げる日（以下「基準日」という。）が含まれるときの当該使用期間の料金は、当該使用期間に係る使用水量を各日均等に使用したものとみなし、基準日前の点検日の翌日から基準日前まで及び基準日から基準日以後の点検日までの使用日数に応じて日割計算により算定した額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 平成 30 年 10 月 1 日

(2) 平成 31 年 10 月 1 日

(3) 平成 32 年 10 月 1 日

（浜田市附属機関設置条例の一部改正）

9 浜田市附属機関設置条例（平成 17 年浜田市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部浜田市簡易水道事業審議会の項を削る。

（浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

10 浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表浜田市簡易水道事業審議会委員の項を削る。

（浜田市特別会計条例の一部改正）

11 浜田市特別会計条例（平成 17 年浜田市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 7 号を削る。

(浜田市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 簡易水道事業特別会計の平成 29 年度分の収入及び支出並びに平成 29 年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(浜田市公共下水道使用料条例の一部改正)

- 13 浜田市公共下水道使用料条例(平成 17 年浜田市条例第 234 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 2 条第 7 号」を「第 2 条第 10 号」に改める。

第 2 条第 4 号を次のように改める。

(4) 水道水 浜田市水道給水条例(平成 29 年浜田市条例第 号)の規定により給水されるものをいう。

第 3 条第 3 項中「又は浜田市簡易水道給水条例」及び「給水料金又は」を削る。

(浜田市集落排水処理施設使用料条例の一部改正)

- 14 浜田市集落排水処理施設使用料条例(平成 17 年浜田市条例第 237 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「定義」を「意義」に改め、同条第 3 号を次のように改める。

(3) 水道水 浜田市水道給水条例(平成 29 年浜田市条例第 号)の規定により給水されるものをいう。

第 3 条第 3 項中「又は浜田市簡易水道給水条例」及び「給水料金又は」を削る。

(浜田市個別浄化槽条例の一部改正)

- 15 浜田市個別浄化槽条例(平成 17 年浜田市条例第 241 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「定義」を「意義」に改め、同項第 5 号を次のように改める。

(5) 水道水 浜田市水道給水条例(平成 29 年浜田市条例第 号)の規定により給水されるものをいう。

第 2 条第 2 項中「定義」を「意義」に改める。

第 14 条第 3 項中「又は浜田市簡易水道給水条例」及び「給水料金又は」を削る。

(浜田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

- 16 浜田市水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 給水区域は、別表に定めるとおりとする。

第 2 条第 3 項中「5 万人」を「5 万 5,180 人」に改め、同条第 4 項中「3 万 4,000 立方メートル」を「2 万 8,649.3 立方メートル」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 2 条関係）

給水区域

外ノ浦町、松原町、殿町、田町、琵琶町、朝日町、牛市町、紺屋町、天満町、新町、錦町、蛭子町、栄町、片庭町、港町、京町、高田町、真光町、大辻町、瀬戸ヶ島町、元浜町、原町、清水町、瀬戸見町、生湯町、長沢町、浅井町、黒川町、相生町、竹迫町、杉戸町、高佐町、河内町、野原町、原井町、笠柄町、三階町、長見町、後野町、佐野町、宇津井町、熱田町、長浜町、周布町、日脚町、治和町、津摩町、吉地町、穂出町、西村町、折居町、鍋石町、櫛田原町、田橋町、横山町、内村町、内田町、井野町、上府町、国分町、久代町、下府町、宇野町、下有福町、大金町、金城町久佐の一部、金城町宇津井、金城町今福、金城町追原の一部、金城町入野、金城町上来原、金城町下来原、金城町七条、金城町波佐の一部、金城町長田、金城町小国の一部、旭町坂本の一部、旭町今市、旭町丸原、旭町木田、旭町山ノ内、旭町和田、旭町重富、旭町本郷、旭町都川の一部、旭町来尾、旭町市木、弥栄町長安本郷、弥栄町三里の一部、弥栄町大坪、弥栄町稻代の一部、弥栄町高内、弥栄町門田の一部、弥栄町小坂の一部、弥栄町栃木の一部、弥栄町木都賀の一部、弥栄町野坂、三隅町岡見の一部、三隅町古市場、三隅町湊浦、三隅町西河内、三隅町折居、三隅町東平原の一部、三隅町三隅の一部、三隅町向野田の一部、三隅町河内、三隅町下古和、三隅町上古和、三隅町井川、三隅町黒沢の一部、三隅町井野の一部、三隅町室谷の一部、三隅町芦谷、江津市敬川町（大峠地区に限る。）
--

（浜田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正）

17 浜田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 24 年浜田市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を削る。

第 4 条第 1 項第 1 号中「簡易水道以外の」を削り、同項第 2 号及び第 4

号中「前条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号」を「前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号」に、「同項第 1 号」を「同条第 1 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に、「同項第 4 号」を「同条第 4 号」に改め、同条第 2 項を削る。

議案第 67 号

弥栄村定住化推進に関する条例の一部を改正する条例について

弥栄村定住化推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

弥栄村定住化推進に関する条例の一部を改正する条例

弥栄村定住化推進に関する条例（平成 3 年弥栄村条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表定住化住宅の部弥栄町木都賀イ 821 番地 26 の項から弥栄町木都賀イ 631 番地 3 の項までを削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 68 号

指定管理者の指定について（若生まなびや館）

若生まなびや館の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	若生まなびや館
指定管理者	住 所：浜田市金城町波佐イ 998 番地 5 名 称：若生まなびや館管理組合 代表者：組合長 金 崎 和 人
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

(参 考)

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 69 号

指定管理者の指定について（浜田市室内プール）

浜田市室内プールの管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市室内プール
指定管理者	住 所：浜田市黒川町 4175 番地 名 称：公益財団法人浜田市教育文化振興事業団 代表者：理事長 竹 中 弘 忠
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

(参 考)

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 70 号

指定管理者の指定について（浜田市金城総合運動公園）

浜田市金城総合運動公園の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市金城総合運動公園
指定管理者	住 所：浜田市港町 299 番地 17 名 称：共同事業体浜田 B & F 代表者：浜田ビルメンテナンス株式会社 代表取締役 櫛 山 陽 介
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

(参 考)

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 71 号

指定管理者の指定について（浜田市今福スポーツ広場施設）

浜田市今福スポーツ広場施設の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名 称	浜田市今福スポーツ広場施設
指定管理者	住 所：浜田市港町 299 番地 17 名 称：共 同 事 業 体 浜 田 B & F 代 表 者：浜田ビルメンテナンス株式会社 代表取締役 櫛 山 陽 介
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 72 号

指定管理者の指定について（浜田市三隅 B & G 海洋センター）

浜田市三隅 B & G 海洋センターの管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市三隅 B & G 海洋センター
指定管理者	住 所：浜田市黒川町 4175 番地 名 称：公益財団法人浜田市教育文化振興事業団 代表者：理事長 竹 中 弘 忠
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 73 号

指定管理者の指定について（浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設）

浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設
指定管理者	住 所：浜田市黒川町 4175 番地 名 称：公益財団法人浜田市教育文化振興事業団 代表者：理事長 竹 中 弘 忠
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

(参 考)

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 74 号

指定管理者の指定について（浜田市岡見スポーツセンター）

浜田市岡見スポーツセンターの管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市岡見スポーツセンター
指定管理者	住 所：浜田市黒川町 4175 番地 名 称：公益財団法人浜田市教育文化振興事業団 代表者：理事長 竹 中 弘 忠
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

(参 考)

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 75 号

指定管理者の指定について（ラ・ペアーレ浜田）

ラ・ペアーレ浜田の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	ラ・ペアーレ浜田
指定管理者	住 所：広島県広島市東区東蟹屋町 5 番 5 号 名 称：シンコースポーツ中国株式会社 代表者：代表取締役 石 崎 克 己
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

(参 考)

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 76 号

指定管理者の指定について（浜田市火葬場及び浜田市弥栄火葬場）

浜田市火葬場及び浜田市弥栄火葬場の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市火葬場及び浜田市弥栄火葬場
指定管理者	住 所：浜田市長浜町 1482 番地 名 称：有限会社ライフサポート 代表者：代表取締役 尾 崎 昭
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

(参 考)

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 77 号

指定管理者の指定について（浜田市旭火葬場）

浜田市旭火葬場の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市旭火葬場
指定管理者	住 所：浜田市旭町市木 3552 番地 名 称：有限会社旭運送 代表者：代表取締役 徳 川 博
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

(参 考)

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 78 号

指定管理者の指定について（浜田市三隅火葬場）

浜田市三隅火葬場の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市三隅火葬場
指定管理者	住 所：浜田市三隅町向野田 458 番地 名 称：合資会社三隅霊奉苑 代表者：代表社員 細 川 美智夫
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

(参 考)

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 79 号

指定管理者の指定について（浜田市都川交流促進施設）

浜田市都川交流促進施設の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市都川交流促進施設
指定管理者	住 所：浜田市旭町都川 884 番地 名 称：都川自治会 代表者：会長 新 森 増 美
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

(参 考)

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 80 号

指定管理者の指定について（浜田市天狗石農村公園）

浜田市天狗石農村公園の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市天狗石農村公園
指定管理者	住 所：浜田市旭町市木 2919 番地 2 名 称：市木自治会 代表者：会長 柿 木 孝 雄
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

(参 考)

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 81 号

指定管理者の指定について（浜田市農産物集出荷貯蔵施設）

浜田市農産物集出荷貯蔵施設の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市農産物集出荷貯蔵施設
指定管理者	住 所：浜田市弥栄町稲代 95 番地 5 名 称：弥栄村施設野菜組合 代表者：組合長 串 崎 昭 徳
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

(参 考)

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 82 号

指定管理者の指定について（浜田市地域資源循環活用施設）

浜田市地域資源循環活用施設の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市地域資源循環活用施設
指定管理者	住 所：浜田市黒川町 3741 番地 名 称：島根県農業協同組合いわみ中央地区本部 代表者：地区本部長 井 上 宗 治
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

(参 考)

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 83 号

指定管理者の指定について（浜田市国民宿舎千畳苑）

浜田市国民宿舎千畳苑の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市国民宿舎千畳苑
指定管理者	住 所：兵庫県洲本市海岸通一丁目 3 番 11 号 名 称：株式会社かいげつ 代表者：代表取締役 齋 藤 敦 夫
指定の期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

(参 考)

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 84 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- 1 譲渡する財産
浜田市やさかやすらぎの家 建物
所在地 浜田市弥栄町木都賀イ 530 番地 1
建築年度 平成 18 年度
構造 木造瓦葺 1 階建
床面積 175.00 m²
- 2 物件評価額 7,703,767 円
- 3 譲渡の条件 譲受人は、建物の譲渡を受けた日から起算して 10 年を経過する日までの間、当該建物を社会福祉施設以外の目的に使用しないこと。
- 4 譲渡の相手方 浜田市弥栄町長安本郷 442 番地 2
社会福祉法人弥栄福祉会
理事長 石橋正夫

議案第 85 号

財産の減額譲渡について

次のとおり財産を減額して譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- 1 譲渡する財産
土地
所在地 浜田市長浜町 1900 番
地目 宅地
面積 4,277.01 m²
- 2 物件評価額 38,760,000 円
- 3 譲渡価格 19,380,000 円
- 4 譲渡の条件 売買契約の締結の日から 10 年間は、社会福祉事業を営むための施設及びそれに付帯する施設のための用地として使用すること。
- 5 譲渡の相手方 浜田市長浜町 1900 番地
社会福祉法人愛心会
理事長 水口清子

議案第 86 号

弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定することについて、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

総合整備計画書

島根県浜田市弥栄町 弥畝辺地
(辺地の人口 89 人、面積 45.5 km²)

1 辺地の現況

(1) 辺地を構成する町

弥栄町木都賀、弥栄町田野原、弥栄町程原、弥栄町三里

(2) 地域の中心の位置

浜田市弥栄町木都賀イ 1216 番地

(3) 辺地度点数 135 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

弥畝辺地は、中国山脈の麓に位置し、標高 400～600mの高地のため積雪が多い地域である。この地域は、高齢化率が 65.2%と非常に高く、地域行事や地域活動の維持も難しくなっており、地域活性化に向けた周辺の集落とのつながりや、農林業の活性化は重要な課題である。

林道程原線は、田野原地域と程原地域を縦断し、弥栄町の中心部に向かう重要な生活路線であるとともに、国有林「十文字山」に接続し、森林施業に重要な路線であるが、当該路線上の「どんびき橋」は昭和 45 年度に竣工した橋梁で老朽化が進み、各所にひび割れが発生している。

生活路線の安全性の確保と地域の林業振興を図るため「どんびき橋」の改良工事を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成 29 年度から平成 30 年度までの 2 年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財源内訳		一般財源の内 辺地対策事業 債の予定額
施設名	事業主体		特定財源	一般財源	
林 道	浜田市	52,600	26,000	26,600	26,600

議案第 87 号

美又辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定により、美又辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

総合整備計画書

島根県浜田市金城町 美又辺地
(辺地の人口 266 人、面積 17.6 km²)

1 辺地の現況

(1) 辺地を構成する町

金城町追原、金城町入野

(2) 地域の中心の位置

浜田市金城町追原 218 番地 3

(3) 辺地度点数 114 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

美又辺地は、浜田市金城支所から東北へ約 10 km に位置し、積雪が多く、江津市と接する山と谷が複雑に入り組んだ地形にあることから山裾に 103 世帯が点在する山間部の地域であり、高齢化率は 49.2% と高い状況にある。

当辺地では、集落間をつなぐ道路や主要道路への連絡道路が未整備の箇所があることから、地域住民の生活道路の幅員が狭く、通勤や通学などの日常生活をはじめ、緊急時の車両の通行にも支障をきたしている状況にある。特に積雪時には、地域住民の安全で安心な生活を送る権利が脅かされる状況にあることから、幹線道路の整備が急務となっている。

このため、当辺地における生活道路を確保することで、防災、救急対応の一層の充実を図り、もって地域の活性化及び集落機能の維持を図るため、道路を中心とした公共施設の整備を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成 27 年度から平成 30 年度まで 4 年間

(単位：千円)

区 分		事業費		財源内訳		一般財源の内 辺地対策事業 債の予定額
施設名	事業主体			特定財源	一般財源	
道 路	浜田市	変更前	127,174	36,750	90,424	90,300
		変更後	157,174	36,750	120,424	120,300

平成 2 9 年度

浜田市一般会計補正予算 (第 5 号)

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		484,626	1,430	486,056
	1 分担金	79,477	1,430	80,907
13 使用料及び手数料		571,467	△3,225	568,242
	1 使用料	386,529	△3,225	383,304
14 国庫支出金		5,642,265	22,206	5,664,471
	1 国庫負担金	4,263,326	24,043	4,287,369
	2 国庫補助金	1,367,499	△1,837	1,365,662
15 県支出金		3,597,823	21,193	3,619,016
	1 県負担金	1,450,050	14,573	1,464,623
	2 県補助金	1,999,022	6,620	2,005,642
16 財産収入		171,629	10,012	181,641
	2 財産売却収入	75,004	10,012	85,016
18 繰入金		2,386,732	△31,314	2,355,418
	2 基金繰入金	2,383,237	△31,314	2,351,923
20 諸収入		1,033,104	52,836	1,085,940
	5 雑収入	548,578	52,836	601,414
21 市債		5,547,025	10,800	5,557,825
	1 市債	5,547,025	10,800	5,557,825
歳入合計		42,099,455	83,938	42,183,393

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,634,353	14,852	5,649,205
	1 総務管理費	4,944,686	10,424	4,955,110
	3 戸籍住民基本台帳費	165,395	4,428	169,823
3 民生費		10,926,117	27,043	10,953,160
	1 社会福祉費	6,240,328	5,668	6,245,996
	2 児童福祉費	3,801,721	21,375	3,823,096
4 衛生費		3,280,918	△6,778	3,274,140
	2 清掃費	1,576,746	△6,778	1,569,968
6 農林水産業費		3,713,252	28,372	3,741,624
	1 農業費	2,304,274	11,852	2,316,126
	2 林業費	278,153	16,520	294,673
7 商工費		1,006,704	1,535	1,008,239
	1 商工費	1,006,704	1,535	1,008,239
8 土木費		3,187,851	△39,983	3,147,868
	1 土木管理費	664,405	587	664,992
	2 道路橋梁費	1,607,260	1,430	1,608,690
	6 住宅費	200,104	△42,000	158,104
10 教育費		2,836,191	20,758	2,856,949
	1 教育総務費	664,651	2,550	667,201
	4 幼稚園費	174,352	18,208	192,560
12 公債費		6,242,691	38,139	6,280,830
	1 公債費	6,242,691	38,139	6,280,830
歳出合計		42,099,455	83,938	42,183,393

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
06 農林水産業費	01 農業費	棚田等農地保全整備事業	11,285
06 農林水産業費	01 農業費	農地耕作条件改善事業	4,100
06 農林水産業費	02 林業費	林地崩壊防止事業	52,800
08 土木費	02 道路橋梁費	橋梁長寿命化調査点検事業	21,280
08 土木費	02 道路橋梁費	除雪車等整備事業	24,200
08 土木費	02 道路橋梁費	白砂1号線改良事業	42,000
08 土木費	02 道路橋梁費	谷線道路改良事業	10,400
08 土木費	02 道路橋梁費	中筋線道路改良事業	25,000
08 土木費	02 道路橋梁費	戸地線改良事業	30,900
08 土木費	02 道路橋梁費	長沢下府線通学路整備事業	29,000
08 土木費	02 道路橋梁費	舗装補修事業	25,800
08 土木費	02 道路橋梁費	小国7号線災害防除事業	21,000
08 土木費	02 道路橋梁費	浜田駅周辺整備事業	42,400
08 土木費	02 道路橋梁費	今福有福線道路改良事業	8,200
08 土木費	02 道路橋梁費	道路ストック災害防除事業	85,000
08 土木費	02 道路橋梁費	下来原66号線交通安全施設整備事業	30,900
08 土木費	02 道路橋梁費	歩道整備事業	19,600
08 土木費	02 道路橋梁費	橋梁長寿命化改修事業	68,000
08 土木費	03 河川費	自然災害防止事業	40,000
08 土木費	05 都市計画費	城山公園整備事業	50,400
11 災害復旧費	01 農林水産業施設災害復旧費	29年農地災害復旧費	119,291
11 災害復旧費	01 農林水産業施設災害復旧費	29年農業用施設災害復旧費	221,993
11 災害復旧費	01 農林水産業施設災害復旧費	29年林業施設災害復旧費	433,050
11 災害復旧費	01 農林水産業施設災害復旧費	29年農村公園災害復旧費	10,000
11 災害復旧費	02 公共土木施設災害復旧費	29年公共土木施設災害復旧費	1,836,276

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
浜田駅前広場整備事業	平成 30 年度	千円 30,830

第 4 表 地方債補正

(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
過疎地域自立促進特別事業	千円 191,100	千円 192,700
社会福祉施設整備事業	25,300	24,200
児童福祉施設整備事業	27,500	31,000
土地改良事業	96,400	99,100
林道整備事業	36,200	38,900
道路橋梁整備事業	862,500	863,900

平成 29 年度 浜田市一般会計補正予算（第 5 号）

平成 29 年度浜田市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 83,938 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42,183,393 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金	484,626	1,430	486,056
13 使用料及び手数料	571,467	△3,225	568,242
14 国庫支出金	5,642,265	22,206	5,664,471
15 県支出金	3,597,823	21,193	3,619,016
16 財産収入	171,629	10,012	181,641
18 繰入金	2,386,732	△31,314	2,355,418
20 諸収入	1,033,104	52,836	1,085,940
21 市債	5,547,025	10,800	5,557,825
歳入合計	42,099,455	83,938	42,183,393

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	5,634,353	14,852	5,649,205	1,548		16,472	△3,168
3民 生 費	10,926,117	27,043	10,953,160	39,765	2,400		△15,122
4衛 生 費	3,280,918	△6,778	3,274,140				△6,778
6農 林 水 産 業 費	3,713,252	28,372	3,741,624	10,681	5,400	11,442	849
7商 工 費	1,006,704	1,535	1,008,239		1,600		△65
8土 木 費	3,187,851	△39,983	3,147,868	△21,000	2,700	△1,358	△20,325
10教 育 費	2,836,191	20,758	2,856,949	12,405			8,353
12公 債 費	6,242,691	38,139	6,280,830			38,139	
歳 出 合 計	42,099,455	83,938	42,183,393	43,399	12,100	64,695	△36,256

2 歳 入

12 分担金及び負担金（1 分 担 金）

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
12 分担金及び負担金	484,626	1,430	486,056
1 分担金	79,477	1,430	80,907
2 農林水産業費分担金	48,858	1,430	50,288
13 使用料及び手数料	571,467	△3,225	568,242
1 使用料	386,529	△3,225	383,304
5 商工使用料	63,590	△3,225	60,365
14 国庫支出金	5,642,265	22,206	5,664,471
1 国庫負担金	4,263,326	24,043	4,287,369
1 民生費国庫負担金	3,024,852	17,474	3,042,326
3 教育費国庫負担金	25,196	6,569	31,765
2 国庫補助金	1,367,499	△1,837	1,365,662
1 総務費国庫補助金	36,402	1,548	37,950
2 民生費国庫補助金	160,253	15,115	175,368
4 農林水産業費国庫補助金	586,500	2,500	589,000
5 土木費国庫補助金	544,208	△21,000	523,208
15 県支出金	3,597,823	21,193	3,619,016
1 県負担金	1,450,050	14,573	1,464,623

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	農業費分担金	1,430	ため池等整備事業分担金 200 農地耕作条件改善事業分担金 1,230
2	観光使用料	△3,225	温泉分湯収入 △3,225
1	社会福祉費負担金	17,474	障がい児通所給付費 17,474
1	幼稚園費負担金	6,569	教育・保育施設型給付費 6,569
1	総務管理費補助金	△2,880	地方創生推進交付金 △2,880
2	戸籍住民基本台帳費補助金	4,428	社会保障・税番号制度システム整備事業費 4,428
2	児童福祉費補助金	15,115	子ども・子育て支援交付金 333 放課後児童クラブ整備事業費 14,782
1	林業費補助金	2,500	道整備交付金 2,500
3	住宅費補助金	△21,000	社会資本整備総合交付金 △21,000

15 県支出金（1 県負担金）

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
1 民生費県負担金	1,345,488	8,737	1,354,225
4 教育費県負担金	25,224	5,836	31,060
2 県補助金	1,999,022	6,620	2,005,642
2 民生費県補助金	226,215	△1,561	224,654
4 農林水産業費県補助金	1,123,482	8,181	1,131,663
16 財産収入	171,629	10,012	181,641
2 財産売払収入	75,004	10,012	85,016
1 不動産売払収入	56,449	10,012	66,461
18 繰入金	2,386,732	△31,314	2,355,418
2 基金繰入金	2,383,237	△31,314	2,351,923
1 財政調整基金繰入金	183,907	△44,373	139,534
4 地域振興基金繰入金	334,989	5,342	340,331
5 ふるさと応援基金繰入金	487,855	7,717	495,572
20 諸収入	1,033,104	52,836	1,085,940
5 雑入	548,578	52,836	601,414
2 雑入	548,576	52,836	601,412

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	社会福祉費負担金	8,737	障がい児通所給付費 8,737
1	幼稚園費負担金	5,836	教育・保育施設型給付費 5,836
1	社会福祉費補助金	△5,589	老人福祉施設整備費 △5,589
2	児童福祉費補助金	4,028	子ども・子育て支援交付金 333 放課後児童クラブ整備事業費 3,695
1	農業費補助金	6,433	中山間地域等直接支払交付金 3,563 農地耕作条件改善事業費 2,870
2	林業費補助金	1,748	原木搬出作業道開設事業費 900 循環型林業に向けた原木生産促進事業費 848
2	その他不動産売却収入	10,012	木材売却収入（皆伐） 10,012
1	財政調整基金繰入金	△44,373	財政調整基金繰入金 △44,373
1	地域振興基金繰入金	5,342	地域振興基金繰入金 5,342
1	ふるさと応援基金繰入金	7,717	ふるさと応援基金繰入金 7,717

20 諸 収 入 (5 雑 入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
項			
目			
21 市 債	5,547,025	10,800	5,557,825
1 市 債	5,547,025	10,800	5,557,825
2 民 生 債	52,800	2,400	55,200
4 農 林 水 産 業 債	469,000	5,400	474,400
5 商 工 債	61,500	1,600	63,100
6 土 木 債	1,026,800	1,400	1,028,200
歳 入 合 計	42,099,455	83,938	42,183,393

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
7	総務費雑入	2,055	高齢者乗車券収入 2,055
14	消防費雑入	50,781	島根県消防救急デジタル無線負担金返還金 50,781
1	社会福祉債	△1,100	福祉施設整備事業費 △1,100
2	児童福祉債	3,500	放課後児童クラブ整備事業費 3,500
1	農業債	2,700	県営ため池整備事業負担金 2,700
2	林業債	2,700	林道整備事業費 2,700
1	商工債	1,600	萩・石見空港利用拡大支援事業費 △2,400 萩・石見空港緊急対策事業費 4,000
1	道路橋梁債	1,400	道路橋梁整備事業費 1,400

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	5,634,353	14,852	5,649,205	1,548		16,472	△3,168
1 総務管理費	4,944,686	10,424	4,955,110	△2,880		16,472	△3,168
7 企 画 費	1,894,231	10,424	1,904,655	△2,880		16,472	△3,168

2 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
8 報償費	△400	1 浜田地区広域行政組合負担金 △2,348
13 委託料	△5,760	2 定住対策基金事業 6,700
19 負担金補助及び交付金	6,812	3 まちづくり総合交付金事業 △2,600
		4 地域公共交通再編事業 9,772
		5 はまだ暮らし応援事業 △1,100
20 扶助費	9,772	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 戸籍住民基本 台帳費	165,395	4,428	169,823	4,428			
1 戸籍住民基本 台帳費	165,395	4,428	169,823	4,428			

2 総務費（3 戸籍住民基本台帳費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
13 委託料	4,428	1 住民基本台帳等旧姓併記対応事業 4,428

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	10,926,117	27,043	10,953,160	39,765	2,400		△15,122
1 社会福祉費	6,240,328	5,668	6,245,996	20,622	△1,100		△13,854
1 社会福祉総務費	1,255,390	△6,714	1,248,676	△5,589	△1,100		△25
3 障がい者福祉費	1,822,648	34,949	1,857,597	26,211			8,738
4 老人福祉費	1,830,916	△22,567	1,808,349				△22,567

3 民生費（1 社会福祉費）

（単位：千円）

節		金額	説明	
区	分			
19	負担金補助及び交付金	△6,714	1 介護施設整備支援事業	△6,714
20	扶助費	34,949	1 障がい児通所給付事業	34,949
19	負担金補助及び交付金	△22,567	1 浜田地区広域行政組合負担金	△22,567

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 児童福祉費	3,801,721	21,375	3,823,096	19,143	3,500		△1,268
1 児童福祉総務費	520,698	21,375	542,073	19,143	3,500		△1,268

3 民生費（2 児童福祉費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
15	工事請負費	22,175	1 放課後児童クラブ設置事業 1,000 2 保育士修学資金貸付事業 △1,800 3 放課後児童クラブ施設整備事業 22,175
18	備品購入費	1,000	
21	貸付金	△1,800	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛 生 費	3,280,918	△6,778	3,274,140				△6,778
2 清 掃 費	1,576,746	△6,778	1,569,968				△6,778
2 塵芥処理費	1,346,876	△6,778	1,340,098				△6,778

4 衛生費（2 清掃費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
19 負担金補助及び交付金	△6,778	1 浜田地区広域行政組合負担金 △6,778

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	3,713,252	28,372	3,741,624	10,681	5,400	11,442	849
1 農 業 費	2,304,274	11,852	2,316,126	6,433	2,700	1,430	1,289
3 農業振興費	950,946	4,752	955,698	3,563			1,189
5 土地改良事業費	210,112	7,100	217,212	2,870	2,700	1,430	100

6 農林水産業費（1 農業費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
19 負担金補助及び交付金		4,752	1 中山間地域等直接支払事業 4,752
15 工事請負費		4,100	1 県事業負担金（ため池） 3,000 2 農地耕作条件改善事業 4,100
19 負担金補助及び交付金		3,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 林 業 費	278,153	16,520	294,673	4,248	2,700	10,012	△440
2 公有林整備事業費	26,269	11,320	37,589	1,748		10,012	△440
4 林道維持費	47,128	5,200	52,328	2,500	2,700		

6 農林水産業費（2 林業費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
13 委託料		11,320	1 公有林整備事業 11,320
11 需用費		200	1 林道程原線外局部改良事業 5,200
15 工事請負費		5,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 商 工 費	1,006,704	1,535	1,008,239		1,600		△65
1 商 工 費	1,006,704	1,535	1,008,239		1,600		△65
2 商工業振興費	306,014	1,535	307,549		1,600		△65

7 商 工 費 (1 商 工 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び交付金	1,535	1 萩・石見空港緊急対策事業 4,000 2 萩・石見空港利用拡大支援事業 △2,465

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	3,187,851	△39,983	3,147,868	△21,000	2,700	△1,358	△20,325
1 土木管理費	664,405	587	664,992				587
1 土木総務費	586,290	587	586,877				587

8 土 木 費 (1 土木管理費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び交付金	587	1 大長見ダム管理事業 587

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 道路橋梁費	1,607,260	1,430	1,608,690		2,700	△1,358	88
2 道路維持費	270,274	△7,131	263,143	△4,754	△1,100	△1,358	81
3 道路新設改良費	1,064,189	8,561	1,072,750	4,754	3,800		7

8 土 木 費 (2 道路橋梁費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
18	備品購入費	△7,131	1 除雪車等整備事業 △7,131
4	共済費	72	1 小国7号線災害防除事業 8,561
7	賃金	462	
11	需用費	△285	
15	工事請負費	8,312	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 住 宅 費	200,104	△42,000	158,104	△21,000			△21,000
1 住宅管理費	200,104	△42,000	158,104	△21,000			△21,000

8 土 木 費 (6 住 宅 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
15 工事請負費	△42,000	1 公営住宅等長寿命化改修事業 △42,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教 育 費	2,836,191	20,758	2,856,949	12,405			8,353
1 教育総務費	664,651	2,550	667,201				2,550
2 事務局費	561,299	2,550	563,849				2,550

10 教 育 費 (1 教育総務費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	2,831	1 嘱託職員報酬等 (学校施設) 2,550
4	共済費	206	
7	賃金	△487	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 幼稚園費	174,352	18,208	192,560	12,405			5,803
1 幼稚園費	174,352	18,208	192,560	12,405			5,803

10 教育費（4 幼稚園費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
20	扶助費	18,208	1 私立幼稚園保育事業 18,208

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
12 公 債 費	6,242,691	38,139	6,280,830			38,139	
1 公 債 費	6,242,691	38,139	6,280,830			38,139	
1 元 金	5,811,714	38,139	5,849,853			38,139	

12 公 債 費 (1 公 債 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
23 償還金利息及び割引料	38,139	1 長期債元金 38,139

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当	計				
	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補 正 後	長 等	7	23,120	25,663	7,844 3.10月分			7,908	64,535	9,974	74,509	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	24	102,360		30,410 3.10月分				132,770	40,018	172,788	
	そ の 他	3,052	652,983					72,056	725,039	74,888	799,927	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	3,083	778,463	25,663	38,254			79,964	922,344	124,880	1,047,224	
補 正 前	長 等	7	23,120	25,663	7,844 3.10月分			7,908	64,535	9,974	74,509	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	24	102,360		30,410 3.10月分				132,770	40,018	172,788	
	そ の 他	3,050	650,152					72,056	722,208	74,682	796,890	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	3,081	775,632	25,663	38,254			79,964	919,513	124,674	1,044,187	
比 較	長 等											
	議 員											
	そ の 他	2	2,831						2,831	206	3,037	
	計	2	2,831						2,831	206	3,037	

(その他の特別職の報酬内訳)

職 名	人 員	報 酬
	(人)	(千円)
嘱託用務員	2	2,831

債 務 負 担 行 為 に 関 する 調 査 書

事 項	限 度 額	前年度未までの支出見込額		当該年度 支出見込額	明年度以降の支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額		期 間	金 額	特定財源	一般財源
[既決分]	千円 5,024,991		千円 823,195	千円 570,085		千円 3,631,711	千円 1,190,196	千円 2,441,515
浜田駅前広場整備事業	30,830	平成30年度から			平成30年度まで	30,830		30,830
計	5,055,821		823,195	570,085		3,662,541	1,190,196	2,472,345

地方債に関する調書

区	分	前年度末 現在高見込額 千円	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 千円
			起債見込額 千円	償還見込額 千円	
旧緊急防災・減災事業債	補正前の額	617,155		104,198	512,957
	補正の額			15,249	△ 15,249
	補正後の額	617,155		119,447	497,708
一般単独事業債	補正前の額	20,107,228	1,602,400	2,225,825	19,483,803
	補正の額		10,000	14,634	△ 4,634
	補正後の額	20,107,228	1,612,400	2,240,459	19,479,169
辺地対策事業債	補正前の額	725,719	44,400	98,881	671,238
	補正の額		2,700		2,700
	補正後の額	725,719	47,100	98,881	673,938
過疎対策事業債	補正前の額	15,836,544	1,174,700	1,495,957	15,515,287
	補正の額		△ 1,900	8,256	△ 10,156
	補正後の額	15,836,544	1,172,800	1,504,213	15,505,131
計	補正前の額	56,126,311	5,547,025	5,751,714	55,921,622
	補正の額		10,800	38,139	△ 27,339
	補正後の額	56,126,311	5,557,825	5,789,853	55,894,283